福井市所有者不明土地対策計画

1　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な事項

（1）背景と目的

不動産登記簿だけでは所有者が分からない土地（いわゆる所有者不明土地）を有効活用することは、投資の促進を図ることや適切な利用、管理につながり、まちの活性化や安心、安全なまちづくりを進めていく上で極めて重要である。

本市では、所有者不明土地を活用していくために、計画的な対策を講じる必要があることから「福井市所有者不明土地対策計画」を作成します。

（2）計画の位置付け

本計画は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号)」に基づき作成するものです。

（3）計画の対象

本計画で対象とする地域は、市内全域とします。

本計画で対象とする土地は、法第2条第1項に規定する「所有者不明土地」とします。

2　地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下、「地域福利増進事業等」という。）を実施しようとする者に対する情報の提供その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

地域の中で活用したい意向があるにもかかわらず所有者が分からなくて困っている所有者不明土地を、地域福利増進事業等により活用できることを周知し、事業者等による積極的な利活用を促します。

【主な取組】・地域福利増進事業等を実施しようとする者に対する土地所有者等関連情報の提供
・地域福利増進事業等を実施しようとする者が土地所有者等知る必要性を証する書面の交付

3　地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地に係る土地所有者等の効率的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地法第43条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。

【主な取組】・所在が分からない土地所有者の探索方法の手続きの周知
・土地所有者等関連情報提供マニュアルの作成及び管理

４　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

地域福利増進事業等を実施しようとする者に対する土地所有者等関連情報提供には庁内の多岐にわたる部署が関係することから、庁内関係部署と連携を図りながら本計画を推進します。

５　その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。